

## 資料1 改善基準告示の見直しの方向性について（ハイヤー・タクシー）

第4回 労働政策審議会労働条件分科会  
自動車運転者労働時間等専門委員会ハイヤー・タクシー作業部会

厚生労働省 労働基準局 監督課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

# 拘束時間について

案

## 【日勤】

- ▷ 1ヶ月の拘束時間：288時間（現行299時間）  
※ 288時間=195時間+93時間

## 【隔勤】

- ▷ 1ヶ月の拘束時間：262時間
- ▷ 地域的事情その他の特別な事情がある場合、労使協定を締結し、年6回270時間まで延長できる。

主なご意見（10/8作業部会、10/29専門委員会）

## 【日勤】

- 「1ヶ月の拘束時間は288時間」という提案は、時間外・休日が月80時間を超えるので、受け入れられない。ただし、脳心の認定基準を意識した年拘束のキャップを設けるのであれば検討の余地はある（労）
- 「1ヶ月の拘束時間は288時間」という提案は、年960時間の上限規制に休日労働を加味した、運行実態を踏まえた妥当な数字と認識している。現行から、1ヶ月あたり11時間、1年間あたり132時間の短縮となっており、過労死防止を踏まえた見直しと言えるのではないか（使）

## 【隔勤】

- 隔日勤務の拘束時間は、現行、もともと262時間と短い勤務となっていることから、現状どおりで受け入れられると考える（労）

# 拘束時間、休息期間について

案

## 【日勤】

- ▷ 休息期間 : 11時間（週3回まで9時間）

(現行8時間)

- ▷ 拘束時間 : 13時間（週3回まで15時間）

(現行13時間、最大16時間)

## 【隔勤】

- ▷ 2暦日の休息期間 : 20時間
- ▷ 2暦日の拘束時間 : 21時間

主なご意見 (10/8作業部会、10/29専門委員会)

- 「休息期間は原則11時間」という提案は評価したい。例外の時間や回数は今後、検討が必要。  
ただし、8時間という数字は例外的なものであっても受け入れられない。使側が主張するように、タクシー事業は原則13時間で労務管理を行っているということであれば、11時間の休息期間は現実的な数字ではないか（労）
- 休息期間を業態毎に変えてしまうと、人材の流出を招きかねないので、3業態で揃えたい。労側の主張、交通需要等を踏まえた上で、休息期間は原則10時間としつつ、例外的に8時間を月に数回認めてはどうか（使）
- 隔勤は、昼夜をまたぐ、身体への負担が大きい勤務形態。休息期間は24時間に見直してもらいたい（労）
- 隔勤の拘束時間は月4回は22時間まで延長を認めてもらいたい（使）

追加案

## 【日勤】

- ▷ 休息期間

- 9時間以上
- 11時間以上とするよう努めること。

- ▷ 拘束時間

- 13時間（最大15時間）
- 2日以上連続して14時間を超えてはならない。

## 【隔勤】

- ▷ 2暦日の休息期間 : 20時間
- ▷ 2暦日の拘束時間 : 21時間

# 車庫待ち等について

案

## 【日勤】

- ▷ 車庫待ちは、1ヶ月の拘束時間288時間（現行299時間）を、労使協定を締結し、300時間（現行322時間）まで延長できる。

※ 300時間 = 195時間 + 105時間

## 【隔勤】

- ▷ 車庫待ちは、1ヶ月の拘束時間（262時間、延長した場合は270時間）について、次の条件を満たせば、10時間（現行20時間）を加えた時間を延長できる。
    - ・夜間4時間以上の仮眠付与
    - ・21時間超えは労使協定により1ヶ月7回以内
- ※ 280時間 = 195時間 + 85時間

- ▷ 車庫待ちは、次の条件を満たせば24時間まで延長できる。

- ・休息期間 繼続20時間以上
- ・16時間超えは1ヶ月7回以内
- ・18時間超えの場合、夜間に4時間以上の仮眠付与

- ▷ 車庫待ちは、次の条件を満たせば24時間まで延長できる。
  - ・夜間4時間以上の仮眠付与
  - ・21時間超えは労使協定により1ヶ月7回以内

## 主なご意見（10/8作業部会、10/29専門委員会）

- 車庫待ち等の特例を利用している会社がないのであれば、制度として廃止し、原則の時間で規制してはどうか（労）
- 車庫待ち等の実態が見えない状況で廃止するのは反対（使）
- 駅待ち等も含め、制度として残すのであれば、使用者側委員に事業者団体を通じて全国の車庫待ち等の実態を把握していただき、定義を明確にしていただいた上で運用してほしい（労）

# ハイヤーについて

## 修正案

- ・ 労働基準法の時間外労働の上限規制（月45時間、年360時間、臨時的特別な事情がある場合には、年960時間）を遵守し、時間外・休日労働時間を短くするよう努める必要があること。
- ・ 自動車運転者の疲労回復を図る観点から、一定の睡眠時間を確保できるよう、必要な休息期間を確保すること。

(現行)

時間外労働は、次の範囲内となるよう努めること。

[  
1ヶ月 : 50時間  
3ヶ月 : 140時間  
1年間 : 450時間

## 主なご意見（10/8作業部会、10/29専門委員会）

- ハイヤーは、タクシーと異なり、特定のお客様の要望に応じて運転する特殊な形態であり、仮眠施設で休息を取るのが通例なので、努力義務にせよ、休息期間を具体的に定めた場合、運用面で難しさがある（労）
- ハイヤーはユーザーの需要に応じて仕事をしている。改善基準告示において、休息期間についての規定を設けるのであれば、数値を入れないほうが良い（使）

# その他について

## 修正案

- ▷ 休日労働：2週間に1回
- ▷ 予期しない事象
  - ・ 事故、故障、災害等、あらかじめその発生を予測することができない事象に遭遇し、一定の遅延が生じた場合には、客観的な記録が認められる場合に限り、1日または2暦日の拘束時間の規制の適用にあたっては、その対応に要した時間を拘束時間に含めないことができる。  
(1日または2暦日の拘束時間を延長した場合にも、休息期間の確保は必要)、(労働時間に応じた賃金の支払いは必要)
  - ・ なお、拘束時間に含めないことができる時間の上限を設けることとする。
- 【具体的な事象の例】
  - ・ 運転中に乗務している車両が予期せず故障した場合
  - ・ 運転中に予期せず乗船予定のフェリーが欠航した場合
  - ・ 運転中に災害や事故の発生に伴い、道路が封鎖された場合、道路が渋滞した場合
  - ・ 運転中に異常気象（降雨（30m/h以上）、暴風（20m/s以上）、濃霧・風雪等の視界不良（視界が概ね20m以下）、警報発表時）が発生した場合
- ▷ 適用除外業務  
大規模災害等に伴う「緊急輸送」、「緊急通行車両」の適用除外にバス、タクシーを含める。

## 主なご意見（10/8作業部会、10/29専門委員会）

- 「予期しない事象」については、拘束時間の延長を例外的に認めるることは理解するが、休息期間を短縮する必要はないのではないか。拘束時間の延長をしたのであれば、休息期間は原則どおり取らせるべきではないか（労）
- 現在も、拘束時間が延びるような事があれば、勤務明けにはしっかり休息を取ってもらっており、休息期間を短縮する必要性はないと考える（使）